

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

北九州市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和します。

通常は認めない路上利用のための道路占有について、下記の条件により認めます。

今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること④ 施設付近の清掃等に協力すること				
主体	<p>以下のいずれかの団体による一括占有（※1）</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等・地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（※2）の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。） <p>※1 個別店舗ごとの申請はできません。 ※2 市役所の関係部局から、路上利用に関し、「支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占有の許可に関する意見書」の交付を受けることが必要です。</p>				
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所（自店舗の前）</p> <table><tbody><tr><td>歩道上</td><td><ul style="list-style-type: none">・十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）が確保できること。・ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではありません。</td></tr><tr><td>歩車道の区分のない道路</td><td><ul style="list-style-type: none">・原則として、占有はできません。・ただし、車両の進入が禁止されている道路にあつては、3.5m以上の幅員が確保され、かつ、緊急車両の通行が可能な場合に限り占有が可能です。</td></tr></tbody></table>	歩道上	<ul style="list-style-type: none">・十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）が確保できること。・ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではありません。	歩車道の区分のない道路	<ul style="list-style-type: none">・原則として、占有はできません。・ただし、車両の進入が禁止されている道路にあつては、3.5m以上の幅員が確保され、かつ、緊急車両の通行が可能な場合に限り占有が可能です。
歩道上	<ul style="list-style-type: none">・十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）が確保できること。・ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではありません。				
歩車道の区分のない道路	<ul style="list-style-type: none">・原則として、占有はできません。・ただし、車両の進入が禁止されている道路にあつては、3.5m以上の幅員が確保され、かつ、緊急車両の通行が可能な場合に限り占有が可能です。				
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただいている場合）				
占用期間	令和5年3月31日まで（占有期間の終了後、路上利用はできなくなります。）				

【お問合せは、物件を設置する区のまちづくり整備課へ】
門司区役所まちづくり整備課 : 093-331-1884
小倉北区役所まちづくり整備課 : 093-582-3471
小倉南区役所まちづくり整備課 : 093-951-4121

若松区役所まちづくり整備課 : 093-761-5325
八幡東区役所まちづくり整備課 : 093-671-0803
八幡西区役所まちづくり整備課 : 093-642-1453
戸畑区役所まちづくり整備課 : 093-871-1503